

28練教教第10095号

平成28年6月10日

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則（平成28年5月教規則第17号）第2条の規定にもとづき、下記のとおり諮問する。

平成28年6月10日

練馬区教育委員会

教育長 河口 浩

記

区立学校の適正配置について貴会の意見を求めます。

（説明）

教育委員会では、児童生徒の教育環境の充実を図り、良好な学習環境を均等に提供するため、平成17年4月に「区立小中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、平成20年2月に「区立学校適正配置第一次実施計画」を、平成24年3月に「区立幼稚園適正配置実施計画」を策定し、区立学校の適正配置を進め、その結果、現在は小学校65校、中学校34校、幼稚園3園を設置しています。

また、練馬区では、平成28年2月に、総合教育会議での協議を経て、「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育および子育て施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。大綱では、重点施策の一つに学校の教育環境の整備を位置づけており、その中で、学校の建物や設備の改修改築を計画的に進めるとともに、区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにするなど、子どもたちの学ぶ環境を整えることとしています。

この間、区立学校の児童生徒数は、区の総人口が増加している一方、少子高齢化の影響により減少しています。その結果、いわゆる「過小規模」に分類される学校が小学校で6校、中学校で13校生じており、教育環境への配慮が必要となっています。また、練馬区では地域によって年少人口の変化に大きな差があり、「過大規模」に分類される学校も生じています。

さらに、練馬区の学校施設は築30年以上経過しているものが約9割、築50年以上経過しているものが約4割に達しています。

現在の厳しい区の財政状況を考えると、教育環境の充実、学校規模の適正化、学校施設の計画的な改修・改築の推進という複合的な課題に対応するためには、小・中学校の現在の数を、今後も維持していくことは大変難しいと考えています。

以上のことから、教育委員会では児童生徒の教育環境のより一層充実を図るため、小・中学校の更なる統合再編と計画的な学校施設の改修・改築対策を組み合わせた総合的な取組みを進めていくことを検討しています。そこで、つぎに掲げる事項についてご提言をお願いいたします。

小・中学校の適正規模に関すること。

小・中学校の適正配置の方針および計画に関すること。

小・中学校の学校施設の改修・改築に関すること。

なお、ご提言にあたり、急いで対応すべきものの方向性については平成28年8月中旬に中間提言として、最終的なまとめの提言については平成29年5月中旬を目途に答申をいただければ幸いです。

区立学校の適正配置に関する提言（中間提言）

平成28年6月10日付け28練教教第10095号により、諮問のあった「区立学校の適正配置について」、平成28年6月10日から練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会を開催し、これまで区立学校の適正規模、過大規模校ならびに過小規模校の現状および今後の対応について、3回にわたり審議を重ねてきたところです。

この審議の中で、一部の過大規模校および過小規模校については、とり急ぎの対応が必要との結論を得ましたので、ここに提言します。

平成28年7月7日

練馬区教育委員会

教育長 河口 浩 様

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会

委員長	大羽	康弘
副委員長	中島	祐二
委員	和田	清美
委員	伊神	泉
委員	西田	健
委員	井上	靖
委員	矢島	直行
委員	市川	順康
委員	渡瀬	穰介
委員	南	俊彦
委員	鈴木	秀親
委員	小林	広志
委員	関	基雄
委員	櫻井	和之
委員	山崎	泰
委員	芝田	智昭
委員	竹内	康雄

1 審議スケジュール

開催日	主な議題
第1回 平成28年6月10日	練馬区政の方向性 練馬区におけるこれまでの適正配置に関する取組 練馬区における適正配置等に関する課題の確認
第2回 平成28年6月17日	適正規模のあり方の検討 過大規模校の対応の検討
第3回 平成28年7月1日	過大規模校の対応の検討 過小規模校の対応の検討

2 過大規模校の対応について

中村小学校の平成28年5月1日現在の学級数は26学級で、練馬区教育委員会で定める区立小学校の適正規模の許容範囲としている24学級を超え、過大規模校に当たります。

また、東京都教育庁が作成した平成27年度の東京都教育人口等推計では、平成32年度には33学級になることが見込まれ、教室数の不足により教育活動に支障をきたすことが見込まれます。

そのため、中村小学校については、速やかに通学区域の変更等の対策を講じる必要があります。

3 過小規模校の対応について

光が丘第四中学校

光が丘第四中学校の平成28年5月1日現在の学級数は4学級（1・2年生は単学級、3年生は2学級）で、練馬区教育委員会で定める区立中学校の適正規模の11学級を下回り、過小規模校に当たります。

また、東京都教育庁が作成した平成27年度の東京都教育人口等推計では、平成32年度も同様に4学級になることが見込まれます。区立中学校は学校選択制度を導入していることもあり、翌年度以降の入学者数が著しく減少することが考えられ、学校運営上の課題が深刻化することが見込まれます。

そのため、光が丘第四中学校については、生徒にとってより良い教育環境を実現するための今後の具体的な方策について速やかに検討していく必要があります。

旭丘小学校

旭丘小学校の平成28年5月1日現在の学級数は6学級（全学年は単学級）で、練馬区教育委員会で定める区立小学校の適正規模の12学級を下回り、過小規模校に当たります。

また、東京都教育庁が作成した平成27年度の東京都教育人口等推計では、平成32年度も同様に6学級になることが見込まれます。旭丘小学校は平成20年度から単学級が続き、平成26年度から旭丘・小竹の両地区で「教育環境を考える会」を設置し、保護者、学校関係者、町会・自治会の代表者の方々と、教育上の課題を共有することにより、児童にとってより良い教育環境を実現するための今後の方策について検討しています。

そのため、旭丘小学校については、速やかにより具体的な対策を講じていく必要があります。